

## 「霞ヶ浦導水事業の検証に係る検討報告書（素案）」に対する関係住民の意見聴取

平成 26 年 3 月 3 日（月）10:00～10:20

常陸河川国道事務所 1 F 地域支援室（C）

発言者：意見発表者 2

おはようございます。誠に申し訳ございませんが、座ったままで発表させていただきます。ご了承お願いいたします。私は、常陸大宮市在住の●●●です。私は、●●●漁業協同組合の組合員ですが、今回の素案で決定的に欠落している那珂川の漁業に対する被害について述べます。素案でいうならば、3の6総括整理表、水質浄化の完成までに要する費用はどのくらいかという項目に関する意見ということになるかと思えます。ご承知のこととは思いますが那珂川のアユは、日本一の漁獲高を誇ります。釣り雑誌の「●●●」。2008年8月号資料1では那珂川について、ひと跳ね千匹という小見出しをつけて、その年6月1日のアユ釣りの解禁日に1万人の釣り客が訪れ、シーズン中には約40万人のファンが栃木県内で竿を出すと紹介しております。他方、この「●●●」という雑誌は、同じ2008年の12月号資料2です。では、導水事業について日本一の天然アユ、河川に忍び寄る危機という表題で導水事業が霞ヶ浦浄化効果に異論がある一方、那珂川のアユを台無しにしてしまう危険について触れております。

那珂川にシーズン中40万人も訪れる釣り人に導水事業はどのように見られているのか、ぜひこのことを再認識して下さい。私が受け入れ難い漁業被害というのは、主にふたつです。ひとつは、那珂川から取水の際にアユの仔魚、アユの赤ちゃんのことで、これが吸い込まれてしまうということ。もうひとつは、霞ヶ浦から那珂川に水が送られたときに汚れた水で那珂川と、そこに生息する魚類が汚染されるという問題です。

まず第1点、アユの赤ちゃんは、仔魚といますが、孵化したのは自分で泳ぐことができず、そのまま流れ下りますから取水する割合と同程度吸い込まれると予測されます。導水事業は最大で河川流量の約3分の1、取水しますから流れて下る仔魚の3分の1が吸い込まれることになると考えられます。

国土交通省から●●●漁業協同組合に説明された内容としては、10月と11月の2ヶ月間、午後6時から午前8時までの14時間は取水しない、取水によって吸い込む仔魚は全体の1%未満となるということです。1%未満という根拠はアユの仔魚の降下率が10月、11月の2ヶ月間で全体の97%を占め、さらに午後6時から午前8時までの14時間に全体の98%が降下するとのこと。しかし、こうした根拠には、科学的な反論が寄せられております。まず10月、11月のみならず12月にもアユの仔魚が降下する割合が高い年があることがわかっています。栃木県内水面試験場の●●●●の研究発表、資料3です。によりますと2007年に遡上してきたアユのうち前年12月に孵化したアユの仔魚が20%ほど存在したそうです。また、1993年に遡上してきたアユは9月上旬、下旬に孵化したものが30%を超える割合で存在するという結果が出ています。そうだとすれば1%未満というアユの被害の予測は大きく外れることとなります。そればかりか午後6時から午前8時までの14時間に全体の98%が降下するというのも確かな前提ではありません。これは農水省の調査になりますが、那珂川で平成20年から22年に行ったアユの仔魚の降下率の調査、資料4によりますと、昼間にも16%アユの仔魚が降下しているという結果が出ております。2%しか降下しないということも確証は何ら存在しません。こうした調査研究に基づくならば那珂川でのアユの仔魚の吸い込みによる漁業被害が無視できるほど小さいということには決して言えないのです。

ふたつ目に述べたいのは、霞ヶ浦から送水される水で汚染されること。具体的にはカビ臭と外来魚が那珂川に送り込まれるということです。霞ヶ浦の湖水には、ひどいカビ臭をするミクロキスティスという物質が存在するそうです。これは微量でも非常に臭い物質だそうで、香りの良いアユなどに付着すると台無しになってしまいます。外来魚の問題も深刻です。霞ヶ浦には色々な外来魚が入り込んでいるわけですが、当然、那珂川に生息してない魚類がいて、そうした魚類が入り込んでくる危険性があります。こうした汚染と外来魚の問題について国交省は濾過施設を造るということで影響はないといいます。資料5では2007年9月25日、導水事業所が行った説明会の資料ですが、水質・外来魚対策として実験において魚卵捕捉率100%を確認、SS除去率15から20%などと濾過技術をアピールしております。しかし、毎秒最大11m<sup>3</sup>を那珂川に送水するにつき、こうした濾過能力を維持する施設が造れるのかどうか。もし造れるということで実際に造るのであれば、それ直接、霞ヶ浦の湖水を浄化すればむしろ安上がりではないかと思えます。この点は、国土交通省はどう考えておるのでしょうか。素案ではそうした那珂川の漁民が疑問に思うことに答えておりません。まとめになりますが、要するに今回の素案は色々と厳密に比較しているように思いますが、実際のところは最も重要な那珂川の漁業被害について、まったく真摯に検討していないところに最大の問題があります。国土交通省は自前の調査を都合良く公表し、結果的には漁業被害について無視しています。しかし、実際のところはこれまで述べてきたとおり、栃木県内水面試験場調査部も農水省の調査部もアユを中心とした漁業被害がはっきりと生じる可能性があるといえるわけであります。国土交通省は、他の行政機関の調査は信用できないとでもいうのでしょうか。検証というのであれば、漁業被害に関連するこうした研究結果を正面から真摯に検討すべきです。コストというのであれば、事業にかかわる費用だけではなく、漁業被害についてこそ真剣に検討すべきではないでしょうか。今回の素案の総括整理表、水質浄化の中でも漁業関係者の理解について、今後さらに調整を行う必要があると記載してありますから、漁業被害もコストと考える姿勢はお持ちなのだと思います。一方で那珂川のアユ資源を奪って台無しにしておきながら、他方で導水事業は安上がりだというのは何事だということになります。漁民を犠牲にして建設業者を潤すのかと怒りを買うわけであります。国土交通省は漁業関係者の理解を話題にするなら、本当に漁業被害が起きない、科学的に検証して素案に盛り込むべきであります。私は那珂川が全国一のアユの川から取るに足らない魅力のない川、釣り人が集まらない川になってしまうということを、ただ指をくわえて見ているわけには行きません。このことを述べ、意見のまとめといたします。